

かわらばん

No.410
令和８年１０月２６日発行
湧別町役場上湧別庁舎 ２－２１１１ ・ 湧別庁舎 ５－２２１１

〈目次〉

戸建て住宅 無料耐震診断	1
「こどものもしもに備えよう」 救急講習会	2
子育て支援センター１１月の予定表	
Ｊアラート全国一斉情報伝達訓練	
オレンジカフェ ばろう	3
１１月１０日乳がん・子宮がん検診受付中	
湧湧(わくわく)レシートまつり	4
支え合いサポーター(認知症サポーター)養成講座	
技能講習 受講者募集	5
自動車急発進防止装置取付 費用助成	5
保健医療福祉協議会委員 募集	6
ゆうゆう厚生クリニックからのお知らせ	
特別職報酬等審議会委員 募集	7
マイナンバーカードに関する業務 一部休止	
第３期湧別町総合計画 後期基本計画（素案）意見募集	8
農業振興地域整備計画 変更申請	9
秋の粗大ゴミ収集	10

戸建て住宅を無料で耐震診断します

㊦建設課 管理Ｇ ２－５８６９

オホーツク総合振興局では、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断窓口を設けていますので、ご自宅の耐震診断に活用してください。

【対象要件】●２階建以下で延床面積５００㎡以下の戸建木造住宅
●当該住宅の所有者または居住者が申込者であること

【診断方法】●耐震診断申込書と診断する住宅の図面の写しにより実施します。
●現地調査は行いません。

町ホームページ

【申込方法】㊦建設課、町または道庁ホームページに備えている耐震診断申込書に記入のうえ、診断する住宅の図面の写しを添えてオホーツク総合振興局へ郵送または、㊦建設課へ提出してください。

●郵送先：オホーツク総合振興局建設指導課
〒０９３－８６７０ 網走市北７西３オホーツク合同庁舎３階

※住宅の図面は、寸法の分かる平面図（筋交いの位置・仕様の分かるもの）仕上表など
※診断結果の郵送を希望する場合は返信用封筒も添えてください(宛名記入＋切手)

【問い合わせ先】オホーツク総合振興局建設指導課 TEL０１５２－４１－０６４２
FAX０１５２－４３－７９５６

道庁ホームページ

担当課表記 ㊦＝役場上湧別庁舎（上湧別屯田市街地） ㊧＝役場湧別庁舎（栄町） Ｇ＝グループ

「こどものもしもに備えよう」救急講習会を開催します

㊰健康こども課 児童支援Ｇ　５－３７６５・湧別子育て支援センター　５－２４３２

「もし、こどもが突然倒れたら…」「こんなとき、どうしたらいい？」

そんな子どものもしもに備えて、心肺蘇生法を中心に乳幼児に起こりやすい事故や、いざというときの対応について、わかりやすく教えていただきます。「実際に起きたらどう動けばい？」などみんなでお話ししながら、役立つ知識を一緒に身につけましょう。



【日　　時】１１月２５日（水）午前１０時～１１時
【場　　所】湧別児童センター（栄町）
【講　　師】遠軽地区広域組合消防署　上湧別出張所消防士
【対　　象】町内に居住する乳幼児の保護者
【定　　員】５組程度.
【申込期間】**１１月２４日（火）まで**

申し込みフォーム

【申 込 先】湧別子育て支援センター　℡５－２４３２　FAX５－２２３７
申し込みフォームでも受け付けています。保護者氏名・連絡先・託児の有無・託児を希望される方はお子さんの氏名と年齢を入力して送信してください。

子育て支援センター11月の予定表

子育て支援センターでは、親子が一緒に遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。就学前の乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できます。ぜひ一度遊びに来てみてください。

予定表はこちらからご覧ください！

町ホームページ



【問い合わせ先】
㊰健康こども課 児童支援Ｇ　℡５－３７６５
湧別子育て支援センター　℡５－２４３２　FAX５－２２３７

令和8年度Jアラート全国一斉情報伝達訓練（第3回）を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練としてＪアラートを利用した試験放送を下記日程で実施します。この訓練は全国一斉で行われるため、町外でも実施されますので、お間違えのないようご留意ください。

なお、訓練当日の災害発生などにより試験を中止する場合があります。

日時：１１月１１日（水）午前１１時ごろ

【問い合わせ先】㊤総務課 情報防災Ｇ　２－２１１２

訓練詳細
町ホームページ

「オレンジカフェ ばろう」を開催します

㊢福祉課 高齢介護G　５－３７６１

地域の皆さまが気軽に集い、楽しみながら情報交換や高齢者福祉の相談ができる場として「オレンジカフェ」を開催しています。

１１月は、次の日程で「オレンジカフェ ばろう」を開催しますので、興味のある方は気軽にご参加ください。

【日　　時】１１月１１日（水）午後２時３０分～４時

【場　　所】サポートセンターばろう 湖水の杜（芭露２３３４番地の２）

【実施内容】喫茶、レクリエーション、相談対応など
ケアマネジャー、生活支援コーディネーター、保健師など、日ごろから高齢者福祉に携わる専門職がお話を伺います。

【対　　象】どなたでも参加できます。

【相 談 例】●家族・知人のことが心配になってきた
●最近物忘れがすすんだ気がする
●高齢者福祉・介護・認知症に関することを知りたい　など

【参 加 料】無料

【申込方法】事前申し込み不要ですので、気軽にご参加ください。

【問い合わせ先】サポートセンターばろう 湖水の杜　℡４－５５２５

まだ間に合います！11月10日(火)乳がん・子宮がん検診申し込み受付中

申し込みがまだ済んでいない方はお電話ください。

【問い合わせ先】健康こども課 健康相談グループ ℡５－３７６５



二次元バーコードの読み取り方

かわらばんでは、町ホームページなどで詳細を確認できるよう、二次元バーコードを掲載しています。

カメラや読み取りアプリを起動する

カメラを二次元バーコードに向ける

表示されたアドレスを押す



湧湧（わくわく）レシートまつりを開催しています

㊦商工観光課 商工観光Ｇ　２－５８６６

湧別町商工会では、物価高騰などにより低迷した消費喚起のため、今年２回目の「湧湧（わくわく）レシートまつり」を開催しています。対象店舗３店舗の１，０００円以上のレシートで応募でき、当選者には賞品総額３００万円の商品券や豪華景品が当たります。ぜひ町内でのお買い物をお楽しみください。

【対象期間】**１１月３０日（月）購入分まで**

【参 加 店】「愛町購買事業」と書かれたオレンジ色ののぼり旗またはステッカーが目印です。

【応募期間】１２月１５日（火）まで

【問い合わせ先】湧別町商工会　℡２－２２７８
※詳しくは、１０月９日号かわらばんの折り込みチラシでお知らせしています。

支え合いサポーター（認知症サポーター）養成講座を開催します

㊦福祉課 高齢介護Ｇ　５－３７６１

地域全体で高齢者を見守る支え合い活動にまつわる講座プログラムとして、「支え合いサポーター養成講座」を開催します。本講座は、地域福祉と認知症理解の２分野で構成されています。

認知症理解の講座は「認知症サポーター養成講座」として実施され、受講者には認知症サポーターの証となるオレンジバッジが贈られます。

【テ ー マ】みんなで高齢者を支え合い、ちいさな「変化・気づき」を見逃さない地域づくり
●地域福祉　「気づき」という支え合い活動
●認知症理解　認知症を学び地域で支えよう

【日時・会場】①１１月２４日（火）午後１時３０分～３時３０分
文化センターＴＯＭ　研修室（中湧別中町）
②１１月２７日（金）午後６時３０分～８時３０分
文化センターさざ波　研修室（栄町）

【対　　象】どなたでも参加できます

【参 加 料】無料

【申込方法】**１１月１３日（金）まで**に、湧別町社会福祉協議会事務局（℡２－２１９７）へ電話でお申し込みください。

【主　　催】湧別町社会福祉協議会（町生活支援体制整備事業受託者）
湧別町地域包括支援センター

【そ の 他】チューリップポイント対象事業です。チューリップカードをお持ちの方は、ご持参ください。

技能講習の受講者を募集します

㊦商工観光課 商工観光Ｇ　２－５８６６

遠紋地域人材開発センターでは、特定の業務を行ううえで義務付けられている技能講習を実施します。

【日程・概要】

日程 (令和８年度)	講習科目	コース		受講料 （税込み）
12月17日(木)～18日(金)	フォークリフト運転技能講習	11時間	２日間	25,000円
12月17日(木)～20日(日)		31時間	４日間	56,000円
令和９年 3月27日(土)～28日(日)	車両系建設機械（整地など）運転技能講習	14時間	２日間	48,000円

※それぞれのコースには、受講資格があります。受講をご希望の方はお問い合わせください。

【場　　所】遠紋地域人材開発センター（遠軽町岩見通北１０丁目）

【申込期間】**１１月１７日（火）まで**

【定　　員】１０人　※定員になり次第締め切ります。
※定員に満たない場合は中止になることがあります。

【申込・問い合わせ先】遠紋地域人材開発センター　℡０１５８－４２－４０３７

自動車急発進防止装置取付費用を助成しています

㊦住民税務課 住民生活Ｇ　２－５８６３

自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を未然に防ぐため、町内に在住する６５歳以上の方に対して、自動車への急発進防止装置の取り付け費用の一部を助成しています。

【対 象 者】次のすべてに該当する方
●町内に住所を有し、申請時点で運転免許証を所有している６５歳以上の方
●取付業者に依頼して、自動車に急発進防止装置を取り付けた方
●非営利で、自ら所有または使用している自動車に、急発進防止装置を取り付けた方
●国などから同様の補助を受けていない方

【助 成 額】急発進防止装置の取り付けに要した費用の２分の１に相当する額を助成します。
※限度額３万円

【申請方法】次の①～④を用意し、㊦住民税務課で申請してください。
①有効期間内にある運転免許証の写し
②自動車検査証の写し
③急発進防止装置取付費用の内訳が明記されている見積書
④申請者の印鑑

【注　　意】自動車急発進防止装置の使用にともない発生した事故および損害などについて、町はその責任を負いません。

保健医療福祉協議会委員を募集します

㊢福祉課 福祉G　５－３７６１

町では、保健・医療・福祉分野の施策の検討機関として「湧別町保健医療福祉協議会」を設置しています。保健・医療・福祉分野の各種計画や基本方針などの策定・見直しを実施する際に広く町民の皆さまのご意見を伺いながら進めていく必要があるため、本協議会の委員を募集します。

【主な仕事】本町が策定する高齢者・介護、保健・医療、地域福祉、障がい者、子育て、食育などの領域ごとの計画などに関する協議

【応募資格】①町内に１年以上前から居住している満１８歳以上の方
※高校生を除く
②公募委員を２件以上務めていない方
③議会議員および常勤の公務員でない方

町ホームページ

【委嘱期間】令和８年１２月２２日～令和１１年１２月２１日

【報酬など】委員は町の非常勤特別職となり、会議出席の際には報酬および費用弁償（交通費）が支給されます。
①報　　酬：４時間未満の会議の場合、３，２００円
②費用弁償：住所地から会議場までの距離に応じ交通費を支給

【募集人数】３人以内　※定員に満たない場合でも選考を行います。（公募以外委員予定数１８人）

【申込方法】**１１月２０日（金）まで**に㊢福祉課、㊤住民税務課および町ホームページに備えている申込書に記入のうえ、持参、郵送、ＦＡＸ、メールのいずれかで提出してください。また、申し込みフォームから応募もできます。
●直接持参：㊢福祉課、㊤住民税務課
●郵　　送：〒０９９－６４０４　湧別町栄町１１２番地の１
湧別町役場 福祉課
●Ｆ Ａ Ｘ：５－２２８３
●メ ー ル：fukushi@town.yubetsu.lg.jp

申し込みフォーム

【選考方法】書類審査にて選考します。

ゆうゆう厚生クリニックからのお知らせ

●１１月２日（月）から正面玄関自動ドアの開錠時間が変更となります。
【開錠時間】午前８時３０分～午後５時まで
※午後０時３０分～１時３０分までは、防犯上の観点から施錠しています。

●１１月４日(水)の診療時間は、午後３時３０分までです。
院長外勤のため、診療時間を変更します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】ゆうゆう厚生クリニック　℡２－２１８５

特別職報酬等審議会委員を募集します

㊤総務課 総務G　２−２１１２

特別職（町長・副町長・教育長）の給料や議会議員、各種委員会委員などの報酬額について審議していただくため、特別職報酬等審議会の委員を募集します。

【応募資格】①町内に１年以上前から居住している満１８歳以上の方
※高校生を除く
②審議の対象となる役職を務めていない方
③常勤の公務員でない方

町ホームページ

【委嘱期間】委嘱日から～令和９年２月ごろまで　※４回程度の会議を予定しています。

【報酬など】委員は町の非常勤特別職となり、会議出席の際には報酬および費用弁償（交通費）が支給されます。
①報　　酬：４時間未満の会議の場合、３，２００円
②費用弁償：住所地から会議場までの距離に応じ交通費を支給

【募集人数】委員６人のうち１人

【申込方法】**１１月１３日（金）まで**に㊤総務課、㊦福祉課および町ホームページに備えている申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ＦＡＸ、メールのいずれかで提出してください。また、申し込みフォームから応募もできます。
●直接持参：㊤総務課、㊦福祉課
●郵　　送：〒０９９−６５９２　湧別町上湧別屯田市街地３１８番地
湧別町役場 総務課
●Ｆ Ａ Ｘ：２−２５１１
●メ ー ル：somu@town.yubetsu.lg.jp

【選考方法】書類審査にて選考します。選考結果は、後日書面にて通知します。

【そ の 他】委員に委嘱された方の氏名などは、広報や町ホームページで公表します。

マイナンバーカードに関する業務を一部休止します

㊤住民税務課 住民生活G　２−５８６３

システム更新作業のため、次の日程で各窓口の受付業務を一部停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

【システム停止日】

月　日		上湧別庁舎	中湧別出張所	湧別庁舎
１１月5日（木）	午後	一部停止		
１１月6日（金）	終日	通常どおり	一部停止	

【停止する主な業務】●マイナンバーカードに関する業務（交付、更新、廃止）
●マイナンバーカードを利用した異動届（転入、転居）
●電子証明書に関する業務（発行、更新、パスワード変更）

「第3期湧別町総合計画　後期基本計画(素案)」について パブリックコメント(意見募集)を実施しています

㊤企画財政課 企画財政Ｇ　２−５８６２

町では、令和４年度から令和１３年度までを計画期間とした「第３期湧別町総合計画」を策定しています。

総合計画を構成している「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のうち「基本計画」を、より実効性のある計画とするため、中間年度となる今年度に見直しを行います。見直し後の基本計画となる「後期基本計画（素案)」について、次のとおり町民の皆さまからの意見を募集します。

【募集案件】第３期湧別町総合計画　後期基本計画（素案）

【対 象 者】●町内に住所を有する方
●町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体
●町内の事務所、事業所に勤務する方
●町内の学校に在学する方
●対象案件に利害関係を有する方

町ホームページ

【資料の閲覧場所】㊤企画財政課、湧別庁舎（１階ロビー）、湧別・中湧別図書館、町ホームページ

【募集期間】**１１月２０日（金）まで**

【提出方法】①、②のいずれかの方法で提出してください。

①指定様式に記入のうえ、下記の方法で提出

●直接持参：㊤企画財政課、㊦福祉課、中湧別出張所
●郵　　送：〒０９９−６５９２　湧別町上湧別屯田市街地３１８番地
湧別町役場 企画財政課 企画財政グループ
●Ｆ Ａ Ｘ：２−２５１１
●メ ー ル：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

②電子申請による提出

電子申請フォームから送信してください。

電子申請フォーム

【提出様式】資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】●ご意見などを提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。
※氏名・住所などは公表しません。
●提出されたご意見などは、計画案に反映できるかどうかを考慮したうえで、最終的な計画を決定します。
●提出されたご意見などは個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を公表します。

湧別町公式**インスタグラム** yubetsu_town
「フォロー」と「いいね！」をお願いします

農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けます

㊤農政課 農政Ｇ　２－５８６１

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。

①農用地区域への編入

土地改良事業にともない農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場などを建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

●農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
●除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
●周辺の担い手などの農用地の利用や集積に支障がないこと。
●除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路など）に支障がないこと。
●土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から８年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

【受付期間】１１月２６日（木）まで

【必要書類】●農業振興地域の整備計画変更申請書（㊤農政課に備えています。）
●事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料
●変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など
●変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）
※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

【手続きにかかる期間】手続きにかかる期間は６カ月程度です。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間がかかる場合があります。

町長
いつでもカフェ
１人からでもご利用できます
ドリンクでも飲みながら
お話しませんか？

町長との
ふれあいトーク
自治会や団体の皆さまから
お話をうかがいます

秋の粗大ゴミ収集を行います

㊦住民税務課 住民生活G　２−５８６３

次のとおり粗大ゴミ収集を行います。**午前８時までにゴミステーションなどの回収拠点に**排出をお願いします。

収集日	収集地区
１１月　５日（木）	旭・５の３・５の２・東町・北町・中町・南町
１１月　６日（金）	５の１・屯市・南兵村・開盛・富美
１１月１２日（木）	港町・曙町・緑町・栄町・錦町
１１月１３日（金）	芭露・上芭露・東芭露・西芭露・志撫子・計呂地
１１月１４日（土）	川西・信部内・登栄床・東・福島

※作業の進み具合により、収集の日程がずれ込むことがあります。

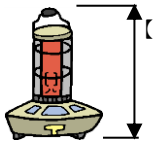
【粗大ゴミの出し方】

●**粗大ゴミ専用シールを指定ゴミ袋等取扱店で購入**して、ゴミに直接貼ってください（値段は右記のとおり）。

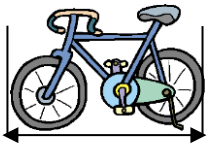
●ゴミはそのままか、ひもで束ねてください。段ボール箱に詰めたり、一緒に出した家具の中にしまったりしないでください。

●ゴミ１個につきシールを１枚貼ってください。ただし、一般的に１セットとみなされるものは、ひもなどで束ねてひとまとめにすることで１個とします。

一辺の最大長さ	料　金
１m未満	２００円
１m～2.0m	４００円



【１m未満＝２００円】



【１m～2.0m＝４００円】

ひとまとめにできるもの(例)	ひとまとめにできないもの(例)
●スキーとストック　●かけ布団と敷布団１枚ずつ ●ゴルフクラブ一式　●タンスとその引き出し ●木の枝（長さ50cm 以下、１束の直径を50cm 以下にして縛る）	●スキーと竹ほうき ●布団でスキーをくるむ



【排出できないもの】

排出できないもの	排出方法
●一辺の最大長さが2.0m を超えるもの	２mを超えるものはご自分で裁断した後、粗大ゴミとして排出してください。
●１個の重さが60kg を超えるもの	燃やすゴミは「えんがるクリーンセンター」へ、燃やさないゴミ・鉄類のゴミは「えんがるリサイクルセンター」へ、それぞれ分けて直接搬入してください。
●家電リサイクル品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン） ●タイヤ・バッテリー・消火器・ガスボンベ	販売店などに引き取りを依頼してください。
●産業廃棄物	町では収集できません。
●衣類や小物類などゴミ袋で排出できるもの	一般ゴミの収集日に排出してください。

≪粗大ゴミを排出する際の注意点≫

『えんがるリサイクルセンター』では、粗大ゴミを破砕機にかける過程で、一辺の長さが２mを超えるものは処理できません。例えば、物干し竿で２mを超えている場合はご自分で裁断する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ご家庭にお配りしている「ごみ分別の手引き」にも粗大ゴミについて記載されていますのでご確認ください。